

令和6年度 第2回 野洲市人権施策審議会 議事録要旨

●日 時

令和7年3月19日（水）10:00～11:35

●場 所

野洲市人権センター 2階 じんけん交流研修室

●出席委員（委員区分毎・50音順）

1号委員 太田 信成委員

2号委員 大谷 和雄委員、黒川 紀代美委員

3号委員 南出 久仁子委員

4号委員 谷 とよ子委員、上田 博之委員

5号委員 山本 一郎委員、桂 光弘

計 8名

●欠席委員（委員区分毎・50音順）

1号委員 野村 哲委員、井上 充子委員、3号委員 小濱 玲子委員

4号委員 木戸 弘美委員

計 4名

●野洲市人権尊重のまちづくり推進本部

櫻本本部長、北脇副本部長、各部長、政策監

●事務局

澤本人権施策推進課長、田中市民交流センター所長、

辻村人権施策推進課係長、山本人権施策推進課主査

●傍 聴 者

1名

1. 開会

(1) 人権尊重のまちづくり推進本部長（市長）あいさつ

(2) 自己紹介

(3) 会長、副会長選出

審議会委員の中から互選により、会長に太田信成委員、副会長に谷委員を選出

人権施策審議会 太田会長より就任あいさつ

(4) 今後の人権施策のあり方（「第5次野洲市人権施策基本計画」策定）にかかる諮問について
人権尊重のまちづくり推進本部長（市長）から太田会長へ諮問を行った。

2. 議題

(1) 「第5次野洲市人権施策基本計画」策定の考え方（案）について 資料1

—事務局より資料1の説明—

◇委員からの主な意見・質問

【委員】人権施策の課題と解決に向けての中で9項目挙がっていますが、在日外国人で特にオールドカマーと言われる人たちが（日本で生まれ育った方）が市内にもたくさんおられます。それはどこの項目に入るのか。

また、過去から気になっているのですが、とても身近な存在でありながら在日（オールドカマー）

の方に対する不利益や差別はまだまだきついと思うのです。日本の社会の中でずっと生活されて、現在4世や5世の時代になっている中で、野洲市の方の考え方や実態に合わせた形で、項目を新たに追加してもよいのではないかと。

⇒(事務局) 項目6番の外国人のところに該当すると考えます。しかし、オールドカマーの問題については、とても大事な問題と捉えており、分けるかどうかということ併せて外国人の中で取り上げるならば、個別にオールドカマーとニューカマーの問題がわかるように計画を策定していきたいと考えております。

【委員】歴史的な背景も状況も現在における課題も、ニューカマーの人とは同じように差別問題という形ではくくれるが、やはり歴史も経緯も現状も違うとなってくれば、それに対応する施策もやっぱ同じ部分もあるけれども違う部分でてくるところもあるとは思いますが。そここのところはまたご検討いただきたいと思います。

【委員】9番目のその他っていう項目ところで、ハンセン病患者という表現ですが、ハンセン病患者は現在、日本人にはおられません。表現するのであればハンセン病回復者、元ハンセン病患者とすべきでは。

⇒(事務局) ハンセン病回復者もしくは、元ハンセン病患者に改めます。

【委員】9番目のその他っていう項目ところで、ひとくくりにされている部分で、例えば、ハンセン病元患者の当事者の人にとってみれば、やはり一番に解決してほしい問題であろうというふうに思います。だから9のその他様々な人権課題という形じゃなくて、例えばこの順番でいくならば9 ハンセン病回復者という形でいくと10いくつまで項目はいくと思うのです。いくつ挙げてみても私たちが気づかないその他っていうのは、これからも出てくると思います。そしてここにはやっぱりマイノリティ、少数者の問題があります。だからこそ私たちは知らなくてはいけない。ましてや、ハンセン病元患者の問題というのは、クロミンという治療薬ができて、完全に治る病気やと言うてても隔離政策はずっと続けていた「らい予防法」というのが違憲だということで廃止されたのが1997年です。ある意味、国がその法律で差別してきたという経緯もあります。そこらも踏まえて、例えばその他の項目順で1番目が重要で、2番目がその次やということではないと思うのです。どれも重要だというような形の表記をしていただければと思っています。どのように表記するかは、検討が必要ではないかなと思います。

【委員】オールドカマー、ニューカマーの問題が出ましたけども県教委から、在日韓国朝鮮人児童生徒に対する指導指針というのと、もう一つは新定住外国人への指導指針という形でわかれて出ています。だから外国人という形でまとめるにしても、そこにある特殊性や個別のところは検討していただけたらと思います。

【委員】その他のことは、これ全部全て展開するということになるとしんどいなとは思いますが。

【委員】第4次のこの基本計画を見させてもらおうと、今のこの案の中で、人身取引の問題というのは、新たに付け加えられた理由は何かということをお聞きしたい。それから、この課題の分け方ですが、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等いわゆるマイノリティのという立場で差別されるということで挙げられてると思いますが、インターネットによる人権侵害は、項目の1つと

いうよりも、インターネットを通じて、さきほどの方々に対する差別が扇動されているということだと思うのです。そして、人身取引の問題とか震災に起因する人権問題の発生というのは、他のマイノリティの人々というのは少し分け方の観点が違うように思うのです。その辺をどう整理されているのかお聞きしたいと思います。

⇒(事務局) 1点目の9番の人身取引の問題をここに加えたのはなぜかというところですが、現在、法務省が提示しております17項目(人権課題)をリンクさせていただいています。現在、第4次計画を実行していますが、今後は第5次計画を策定するにあたり審議員の皆さんのご意見を踏まえながら、各項目をどのようにするかということも含めてご審議いただき反映させていきたいと思っております。また、7番のインターネットによる人権侵害についての整理でございますが、それぞれの人に対するインターネットによるSNSの人権侵害というのは大きな問題でありますので、しっかりとインターネットによる人権侵害という項目を挙げて、今後どのように取り組んでいくかを人権教育や啓発なども含めて進めていかなければならないなと思っております。

【委員】そのように考えるとインターネットによる人権侵害というのも重要な課題であるとは思いますが、その他にも、そのような観点で言いますと、例えばセクハラとかパワハラというような問題も世間一般には結構シビアに出ています。そういう問題はどうか。また貧困の問題です。野洲市でもやすクールとか、様々な取り組みをやっておられると思うのですが、そうしたところにも全部関わってくるのが貧困の問題です。そういう切り口も必要になってくるのではないかなと思います。が検討するというところでよろしいか。

⇒(事務局)先ほど人身取引の問題もなぜここに追加されたのかというふうにご質問いただいておりますけれども、法務局の人権課題17項目に挙がっております。現在はあくまで案でございますので、また皆さんのご意見やご審議を踏まえながら、第5次計画に反映させればと思っております。また、その他様々な人権問題については、今後も出てくる可能性はあると思います。例えば、孤独・孤立、自殺の問題、引きこもり、依存症やホームレス等についても人権課題はありますので、そういった取り組みも必要だと思っております。つきましては県の人権条例や人権施策基本計画等とも整合性をとりながら、検討してまいりたいと思います。

【委員】法務局なり国なり県の計画に沿ってという話が出たわけですが、もちろんそれはそれでいいと思うのですが、やはり野洲市の人権施策審議会ですのでこの野洲市において何が課題であるのかとか。国・県をベースにしながら、野洲市としての様々な課題をどう反映するかだと思います。その辺を踏まえてよろしくお願ひしたい。

【委員】いろんな政策を講じて計画を立てる際に、法務省の人権擁護の人権侵犯事件では、50ぐらいに分類されていたと思います。そうしますと、この50分類に分ける必要性があるのかなのかというような問題が起きました。とても難しい問題で、先ほどもあったようにインターネットの問題は全て包含されるというようなところもありますので、その辺をどう考えていくのか。これからの討議の中で、いろいろ具体的になるかと思いますが、分類する項目が多ければよいというものでもありませんし、かといってあまり集約しすぎるのも問題があるということなので、ここは皆さんと一緒にこれから考えていけばいいのかなと思います。

【委員】6項目中の女性と人権についてで、1行程度しか書かれていなかったのですが、昨年度の審議会で、質問させていただきましたら、別の男女共同参画審議会でも審議をされていますというご回答をいた

できました。今回も6項目中に女性と挙がっているのですがどのような取り組みをされるのか。

⇒(事務局) 女性の人権課題についての詳細な対策などは第5次野洲市男女共同参画行動計画に委ねますと計画に一文書かせていただいています。こちらの審議会の計画策定の際、しっかりと対策を講じてまいりたいと考えております。

【委員】現在、男女共同参画行動計画と人権施策基本計画の策定が並行して進められているので、男女共同参画行動計画の内容(女性の人権課題や今後の取り組みなど)についても、人権施策審議会に出していただいて、人権施策としてそこにプラスすることがないかどうかくらいは確認しておかないと、女性の人権課題については全て男女共同参画審議会に丸投げのように思えるので検討いただきたいと思います。

【委員】市自身が方向性をしっかりと示す必要があるのではないかなと思います。障がい者の雇用割合がどのくらいかわかりませんが、国の方で雇用率が示されています。それから女性参画も進めておられると思うのですが、そうした事も何らかの形でこの中計画に含めていただけないかなと思います。それから、2024年から子ども基本法が施行され、県でも子ども条例が策定されています。特にそういう観点での検討とりわけ子どもの意見表明権というのがだいぶ言われています。それぞれの場で、子どもに関わる場所で全て子どもたちの意見を尊重しながら施策を進めていくということだと思いますと、たちまちは学校とか、保育園、こども園、幼稚園等も含めて、市にも問われる部分が出てくると思うので、そうした観点を少し入れていただきたいと思います。また、障がい者のことですが、以前、空き家を使ったグループホームについて、近所からクレームなどがありました。説明会をされている業者の方に、こんなところに障がい者が来たら、そこに住んでいる障がい者が道を歩く人に暴力を振るったりしたらどうするのやとか、夜遅くまで騒いでもらったら困るから、夜10時には消灯してくれとかいうようなことがありました。再度、説明会を持っていただき自治会も入り話をさせてもらいました。身近なところで普段は出てこないのですが、これからはそういうことが起こってくる可能性があります。業者の方に、なぜ野洲を選んでグループホームをするのか尋ねると「野洲市は非常に良い施策をしているので、ぜひ野洲でやりたいと思いました」と言われました。そういう意味で言うと野洲市の障がい者に対する対応などは評価されているわけですが、私たち市民の意識の中には、まだまだ障がい者に対するマイナスイメージや偏見があるということだと思います。そのあたりも含めてお願いしたいと思います。

【委員】6番の課題と解決に向けての8番、LGBTなど性的少数者という表現をされております。少数者という表現が必要なのかどうか。そういった表現によって、自分たちはそうだという捉え方をされる方もおられるかと思います。子どもたちは毎年人権について講演会と勉強する機会があり、その際に子どもたちからの意見として、子どもたちは大人が思っている以上に、LGBTQは身近なものとして捉えている。逆に学ぶべきは大人で、講演を聞くのは大人なんじゃないかっていう意見がありました。そういった中で私たちが少数だと思っているだけで、もっと広く認識していく必要があるのではないかなと思いました。

⇒(事務局) 第5次計画にはしっかり委員の皆様のご意見を反映させた計画を今後作っていきたいと思っています。

【委員】外国人というと多文化共生という言葉がありますが、甲賀市では多文化共生センターというのを作られて、そこに皆さんが相談しにくる。外国人だけではなく様々な問題を持たれている方もい

ます。ダイバーシティという言葉が最近ありますが多様性相談センターみたいなものがあればもっと色々相談しに行ったりできる。こういう政策というのはどちらかというと上からやるような傾向があるのですが、まずはどういう問題があるかというのを下から拾い上げるというのが大事で、そこから政策というのが生まれてくると思う。そういう方向性も考えていただきたいと思います。

それともう一つは 1100 人以上の外国人の方が野洲市におられて全人口の 2%を超えています。県内では、湖南市が一番多く 7%です。現在、それぞれの方に対して日本語の教育とか日本語を教えているのですが、年間 900 回ぐらい講義をしています。1 日あたり 2.5 回の講義をしています。土日が特に多いです。仕事終わってから勉強したいという方も含めて行っています。計画には日本語の学習支援を重視していきますということも書かれていますのでしっかりと考えていただきたい。それと事務所の移転問題で、来年度移転しなさいというような話があります。そうすると学習する場所がない。コミセン野洲を借りようとしてもコミセン野洲は来年 1 月からもう使えませんか。どこでやればというような問題もありますので、その辺も含めて考えていただけたらと思います。

【委員】10 名近くの外国籍の方が一軒家に住まれ、警戒や心配される高齢の方もおられ心配していましたが、地域での川掃除などでコミュニケーションを図る取り組みを地道に続けた結果、今では地域の中でお互いに理解し合っている。しかし、今はうまくいっているが、まだまだ固定観念を持たれている方もおられるなかで、今後いろんなところで問題が発生するかもしれません。今日はじめて 2%の外国籍の方が野洲におられることを知りました。そういう情報が正しく市民に提供されることで、身近に外国籍の方と接する機会を得てもっと距離が縮まっていくのかなと感じました。

【委員】相談とか施策など、いわゆる人権に絡んで様々な立場の人たちが関わって、どうやるかという話の中で、一つの考え方ですが、現在、人権政策と人権センターが一本化されていますが、本来の人権センターというのは、きちっと確立して、そこで様々な人権窓口になって、そこから各関係課につなげていくというやり方などがありますが、少なくとも人権センターを一つの核として取り組んでいくというのは、一つのやり方ではないかなと思いますので考えていただきたいと思います。

(2)「人権問題に関する市民意識調査」の結果について 資料 2
—事務局より資料説明—

◇委員からの主な意見・質問

【委員】結果についてパーセンテージで全ての説明をされたのですが、その増加や減少について評価はすべきだろうと思います。それから次に、357 通のうち 60 歳以上が半数となっています。年齢別によって人権意識はかなり違っているというように理解をしておりますので、年齢別の評価も必要だと思います。また、調査結果は、すべてパーセンテージで表記されているが人数も併せて表記する方がわかりやすいと思います。

⇒(事務局) 増減評価や年齢別評価、および分析・考察につきましては、計画を策定する上で非常に大事ですので、今後やらせていただきたいと思っております。また、パーセンテージ表記につきましては人数も併せて表記させていただきたいと思っております。

【委員】インターネットでの誹謗中傷問題の関心が高いということは、逆にインターネットや SNS を皆さんがよく見ているということを表しているのも、それを利用して情報を得るということ考えていく方がいいと思います。

3. その他

（事務局）次回の審議会の開催については今年の7月頃を予定しており、議題として第5次野洲市人権施策基本計画の素案などについて審議していただきます。

4. 副本部長（教育長）あいさつ

5. 閉会